

群馬県緊急医師確保修学資金について



- このたびは、群馬大学医学部医学科への合格、おめでとうございます。
- 県では将来、県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、群馬大学医学部医学科に地域医療枠として進学する学生に対し、修学資金を貸与する制度を設けています。
- この修学資金制度の概要と、今後の貸与スケジュールについて、ご案内します。

1 修学資金貸与制度の概要

名称	群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度
対象者	群馬大学医学部医学科の入学試験（地域医療枠）に合格し、貸与期間終了後、県内の特定病院（公立病院等）で、医師として勤務しようとする意思がある者。
貸与額等（予定）	・月 額：100,000円（年額 1,200,000円） ※本人及び生計を一にする者の所得額の合計が1,500万円未満の場合は、 月額150,000円（年額 1,800,000円） ・入学時加算：入学時には、国立大学入学料相当額を加算します。 （【参考】令和6年度入学料：282,000円） ・貸与期間：原則として6年間（2年次編入の場合は5年間）

2 修学資金の返還免除

返還免除	次の①～③の要件をすべて満たした場合、修学資金の返還が免除されます。 ① 卒業後、貸与を受けた期間の3分の5に相当する期間（従事必要期間＝10年間（2年次編入の場合は8年4か月間））、県内の特定病院（公立病院等）で臨床研修及び診療業務に従事すること。 ② 4年間（2年次編入の場合は3年4か月間）以上は、将来勤務することとなる時点の保健医療計画に明記される「医師不足地域」の特定病院又は「特に不足する診療科」のうちから、被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する医療機関又は診療科に勤務すること（へき地医療拠点病院又はへき地診療所に勤務する場合は3年間（2年次編入の場合は2年6か月間）以上とする）。 ②の対象期間については、医師として初めての研鑽の場となる臨床研修病院について、自らの研修目標を達成するために適した研修病院を自由に選択することができるよう配慮し、従事必要期間から臨床研修を除いた期間（8年間（2年次編入の場合は6年4か月間））とします。 ③ 従事必要期間は、群馬県地域医療支援センター（県及び大学に設置）が用意する「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」に参加すること。
返還	貸与契約を解除した場合、卒業の翌年までの医師国家試験に合格できなかった場合及び卒業後、県内の特定病院で臨床研修に従事しなかった場合のほか、貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。（一括返還、利息年10%、遅延利息年10.75%）
その他	・群馬県地域医療支援センターでは、「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」により、目指す将来像に応じて、規模や特色の異なる病院や医師不足地域等をバランスよく経験しながら、地域医療に貢献できるよう、卒後10年間のキャリア形成を支援します。 ・貸与中は、群馬県キャリア形成卒前支援プランに基づき、群馬県や群馬県地域医療支援センターが実施する地域医療に関する特別プログラム（地域医療体験セミナー等）に、毎年参加してください。 ・大学院進学や育児休業の期間等は、診療従事の中断事由として認められます。 ・従事必要期間には、卒業後の研修期間（臨床研修・専門研修）も含まれます。 ・特定病院での従事期間が従事必要期間に満たないときでも、在職期間に応じ修学資金の返還が一部免除されます。

3 貸与手続き（スケジュール）

- ① 入学手続終了確認後、申請書類提出について県から通知（令和7年3月下旬）
※郵送先は群馬大学から情報提供をいただきますので、予めご了承ください。
※提出書類（申請書、保証書、戸籍抄本、所得証明書、合格通知の写しなど）
- ② 大学と県による意思確認を実施（令和7年4月中旬予定）
- ③ 貸与契約を締結し、指定の銀行口座に資金を振り込み
※特別プログラムへの参加状況を確認のうえ、2か月分ごとに振り込む予定です。
※なお、貸与契約は毎年締結します。

（お問い合わせ先）

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
群馬県庁医務課医師確保対策室
電話：027-226-2540（直通）
FAX：027-223-0531
E-mail：imuka@pref.gunma.lg.jp
担当：生方、林

《中断期間について》

卒業後10年間は県内の特定病院での従事が必要となりますが、次のようなケースは中断期間として認められます。

i) 疾病・災害で業務に従事できない期間 ii) 育児休業の期間	実際にかかった期間
iii) 大学院（医学を履修する課程に限る）在学期間※1） iv) 外国の大学・大学院、医療機関、研究機関等において医学研修等に従事した期間	5年まで可
v) 後期研修の一環として特定病院以外の病院に勤務する期間※2） vi) 県の医療水準向上に資する専門知識修得のため特定病院以外の病院に勤務する期間	3年まで可

※1 社会人大学院生などで、特定病院で診療に従事している場合は、従事必要期間に含まれることがあります。

※2 県内病院が基幹病院となる後期（専門）研修プログラムの一環として勤務する場合のみ、中断期間となります。

《キャリアプランのイメージ》 一般入試・推薦入試合格者の場合

群馬大学医学部						県内の特定病院での従事必要期間（トータルで10年間） ※黄色・水色は従事必要期間、濃灰色は中断期間														
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
修学資金を貸与						県内臨床 研修病院で の臨床研修	特定病院での 後期（専門）研修			特定病院に勤務										
修学資金を貸与						県内臨床 研修病院で の臨床研修	特定病院での 後期（専門）研修				特定病院に 勤務		育休	特定病院に 勤務						
修学資金を貸与						県内臨床 研修病院で の臨床研修	特定病院での 後期（専門）研修			大学院（4年）で研究						特定病院に勤務				
修学資金を貸与						県内臨床 研修病院で の臨床研修	特定病院での 後期（専門）研修					海外留学等			特定病院に勤務					
修学資金を貸与						県内臨床 研修病院で の臨床研修	特定病院での 後期（専門） 研修		県外病 院での 後期（専 門）研修	特定病院に勤務										

※1 卒業後の初期臨床研修先は、県内の基幹型臨床研修病院に限ります。

※2 従事必要期間は「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」への参加が求められます。

※3 水色の部分の期間（8年間）のうち、4年間以上は、将来勤務することとなる時点の保健医療計画に明記される「医師不足地域」又は「特に不足する診療科」に従事する必要があります。（へき地医療拠点病院又はへき地診療所に勤務する場合は、3年間以上となります）

【参考：現計画（第9次保健医療計画）】

●医師不足地域：渋川、伊勢崎、高崎・安中、富岡、吾妻、沼田、桐生、太田・館林の各保健医療圏

医師少数スポット（上野村、神流町、みなかみ町（旧新治村））

●特に不足する診療科：産婦人科、小児科、外科、救急科、脳神経外科、総合診療

《県内の臨床研修病院》 計14病院（R6.4.1現在）

1 群馬大学医学部附属病院	8 SUBARU健康保険組合太田記念病院
2 独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	9 館林厚生病院
3 前橋赤十字病院	10 独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院
4 伊勢崎市民病院	11 公立藤岡総合病院
5 利根中央病院	12 医療法人社団日高会日高病院
6 桐生厚生総合病院	13 群馬県済生会前橋病院
7 公立富岡総合病院	14 独立行政法人国立病院機構渋川医療センター

《特定病院》 計89施設（R6.4.1現在）

1 独立行政法人国立病院機構が開設する病院	5 社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院
2 国立大学法人が開設する病院	6 臨床研修病院（基幹型・協力型）
3 地方公共団体（組合含む）が開設する病院	7 へき地診療所
4 日本赤十字社が開設する病院	8 二次救急輪番病院